

富裕層の相続の現状

田口 さつき

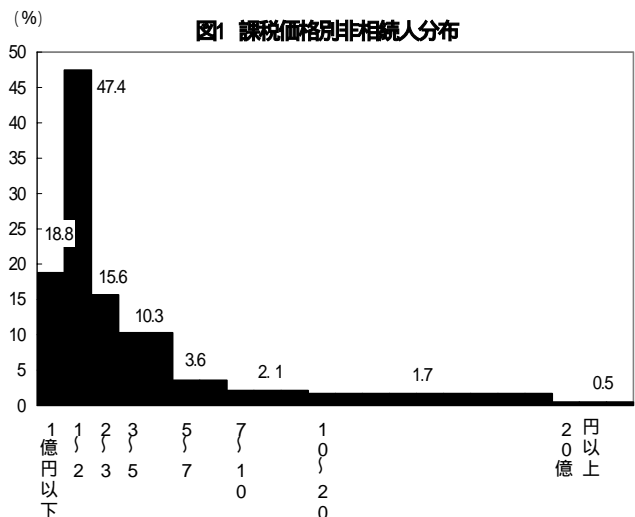
金融業界ではリテール戦略の一環として富裕層への取り組みが盛んになっている。中でも遺言信託をはじめとする相続に対する関心は高く、今後重要な金融サービス分野になると見られている。そこで本稿では、相続に関する資料を手がかりに富裕層の資産保有の状況、相続の動向などを概観してみたい。

相続税は、相続や遺贈などによって取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合に課税される。現行の基礎控除額は、1,000万円に法定相続人の数を掛けたものに5,000万円を足して計算(注1)される。やや古いデータではあるが、総務省「全国消費実態調査」(99年末日)では、2人以上の世帯の資産額は平均4,943万円、負債を除いた純資産額は同4,387万円であり、基礎控除額を下回る。また、同統計によると、純資産額が5,000万円~1億円未満の世帯は全体の19.8%、1億円超の世帯は同+8.9%を占める。これらを考慮すると、相続税の発生状況を見ることで、富裕層(注2)(かつ、おそらく高齢者)の生前の資産保有状況などが類推できる。

国税庁統計年報によると、03年現在の状況(最新値)は、相続税の課税対象となる

財産を残して亡くなった人の数(被相続人)は、44,438人。相続税の対象となった財産(取得財産)の総額は約11.8兆円、財産の総額から債務や基礎控除などを引いて算出された課税価格は、約10.4兆円となった。被相続人一人当たりの財産額は、平均2億6,560万円だった。

財産総額別の被相続人の分布は公表されていないが、課税価格別では、被相続人の数は1~2億円の階層が最も多く、全体の約5割を占める(図1)。次に多いのが1億円以下の階層で約2割となり、2~3億円の階層(約15%)、3~5億円の階層(約10%)が続く。



国税庁「国税庁統計年報」より農中総研作成

財産等の内訳は、土地が約6割、現金・預貯金等が約2割、有価証券が約1割とな

っており、圧倒的に土地（宅地、田・畑・山林・その他の土地）の比重が大きい。

土地については、宅地（借地権を含む）の価額が最も多く、畑（耕作権及び永小作権を含む。）、田（耕作権及び永小作権を含む。）、山林と続く。宅地については、被相続人の94.5%が生前に保有している一方、畑（35.7%）、田（30.0%）、山林（24.0%）はあまり保有されていない。被相続人一人当たりの財産額は、平均で宅地1億49万円、畑5,747万円、田4,632万円、山林4,286万円となった。ちなみに家屋・構築物は90.6%の被相続人が保有し、その額は平均1,424万円であるが、財産に占める比重は5%で土地に比べると極めて小さい。

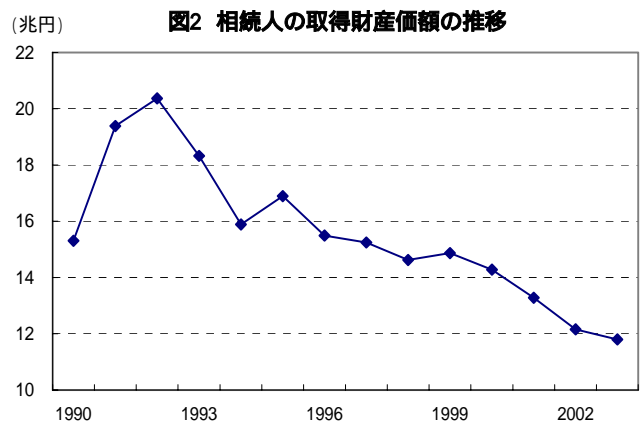
現金・預貯金等については、被相続人の99.2%が生前に保有しており、その額は被相続人一人当たり平均4,851万円だった。

有価証券は、被相続人の74.1%が保有しており、その額は被相続人一人当たり平均3,240万円だった。うち、企業のオーナーやその家族の持分と見られる特定同族会社の株式及び出資は、被相続人の19.9%が保有しており、その額は被相続人一人当たり平均3,845万円だった。それ以外の株式及び出資は、被相続人の62.0%が保有しており、その額は被相続人一人当たり平均1,446万円だった。公債及び社債や投資・貸付信託受益証券を持つ被相続人は全体の約2割

程度である。

財産を受け取る法定相続人は、3～4人の層が最も多くなっている。

次に推移であるが、被相続人の数は92年、財産の総額は93年以降、減少傾向にある。また、被相続人一人当たりの平均財産額も92年をピークに減少傾向にある（図2）。



国税庁「国税庁統計年報」より農中総研作成

このような被相続人、及びその財産額の減少傾向は、主に資産価値がバブル崩壊後下がったためと考えられる。特に土地が財産において大きな比重を占めているだけに地価の下落の影響は大きかったようだ（図3）。

被相続人が土地を保有する比率は95%程度で80年代後半から横ばいで推移する一方、地価の下落から財産総額に占める土地の比率は低下しており、かわりに現金・預貯金等の比率が上昇している。

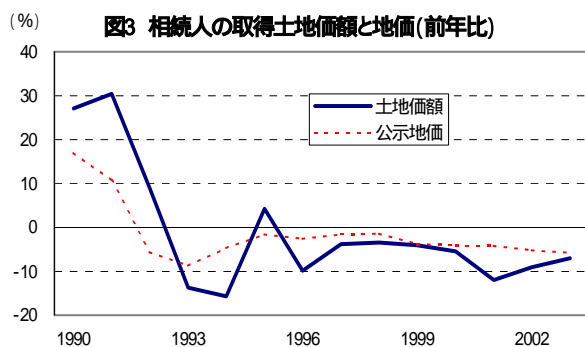
以上、国税庁統計年報をもとに富裕層の相続の状況を見てきた。各金融機関による

と、遺言信託の顧客として1億円以上の資産を保有する資産家を対象としているが、今回の分析からは、課税価格1~2億円に相当する財産を持つ富裕層が最も多いことがわかった。おそらく、遺言信託はこの層にうまくアプローチできるかどうか課題となるとみられる。

また、宅地の保有比率が高く、これらが財産に占める比重が高いことがわかった。富裕層の関心事としては、土地の相続が最も大きいと考えられる。そのため、土地に関する助言能力は非常に重要となろう。特に、相続税の課税されるかどうか、あるいは課税された場合の課税額は地価の影響が大きく、顧客のニーズを満たすために地価（路線価）の動向には注意が必要だろう。

(注1)基礎控除の改正は、88年、92年、94年に行われた。94年から基礎控除額は、5000万円+1000万円×法定相続人。

(注2)本稿では純資産が5,000万円以上の層を富裕層とした。



国税庁「国税庁統計年報」、国土交通省「地価公示」より農中総研作成